



ぜ き ま え 防 災

東京防災公式キャラクター
「防ぎくん」

第2号の発行にあたり

7月の第1号は「防災ハンドブック」と一緒に保管していただけましたでしょうか。前号では関前地区の防災特性と避難所情報、そして避難所開設までの流れをお伝えしました。第2号では関前地区における在宅避難、避難所内でのゾーニング（区分け）と要配慮者のための部屋割りについてお伝えします。

在宅避難の重要性(感染症流行時の避難行動について)

前号でも避難所の説明で、「自宅で生活できなくなった人たちが、次の住まいを確保するまでの間一時的に生活する場所」と定義しましたが、新型コロナウイルス感染症流行時には、この考え方が特に重要となってきます。

感染症が流行してい

る状況においては、避難所は感染拡大の危険性が高まるリスクが出てくるからです。避難は「難」を「避」けることです。

ご自宅が安全であれば、必ずしも避難所に避難する必要はありません。

災害が来る前に、ご自宅が安全かどうか確認しておきましょう。次号で特集の予定ですが、建物の耐震化や家具の転倒防止、家庭内備蓄など自宅で生活が継続できるように平時に準備をしておくことが大切です。また、在宅避難以外にも安全な親戚・

ご自宅が安全であれば避難所に避難する必要はありません！

知人宅に避難すること

も考えてみましょう。

避難所への避難を選択する場合には、マスクや手指消毒液、上履き（スリッパ）、体温計等を携行品に加え、ご自身の体調確認と登録時の報告をしっかりと行い、避難所内の感染防止に協力しましょう。

「避難所開設迄の流れ」の一部変更について

新型コロナウイルス対策から、前号でお伝えした避難所開設の流れの一部が変更となりました。

- 前号のおさらいとなりますが、大きな流れとして
- (1) 避難所開設要員の参集
 - (2) 校門の解錠をする
 - (3) 被災者が一時（いっとき）集合場所に集まる
 - (4) 避難所の開設
 - (5) 在宅避難できず学校で継続避難を希望する避難者の受付をおこなう

という流れで、前号では、この項で「避難者カード（世帯単位）を記入する」と続いておりましたが、このカード記入の前に検温の実施と口頭による問診を行い、避難者を「感染者及び感染の可能性のあるグループ」と「非感染者と思われるグループ」に振り分けを行うこととなりました。

後につづく(6)カード情報に基づく校内避難場所を指示された上で入所という部分は変わりませんが分けられた2グループは生活圏を分けられます。

変更後の避難者受け入れのイメージ

